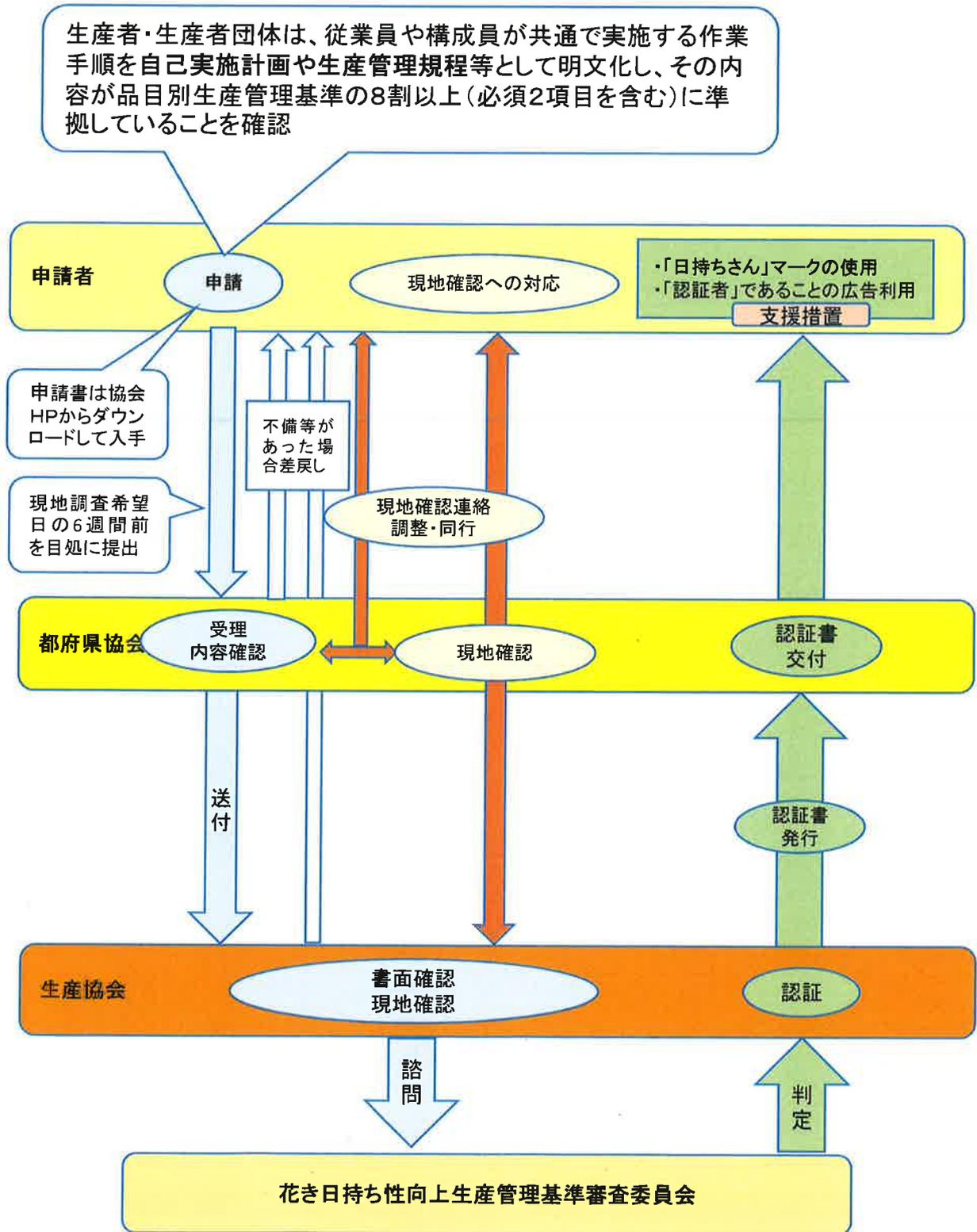


日持ち性向上生産管理基準認証の取得までの流れ



実施計画記入例（切り花）

〇〇〇地区△△△△出荷組合栽培規定

		チェック項目	作業実施計画例
栽培管理	1	圃場衛生	定期的に除草と清掃を行う
	2	かん水・肥培管理	生産組合の基準に準じる。
	3	温度管理	〇〇社製環境総合測定システムを導入し、制御している
	4	換気	〃
	5	光環境	〃
	6	芽と枝の整理	定期的に芽と枝を整理する

		チェック項目	実施計画例
採花	7	採花	採花作業は午前10時までとする
	8	ハサミの洗浄	作業終了後に洗浄、除菌スプレーを噴霧して乾燥させる
	9	前処理までの時間	ほ場から作業場に直行し前処理に移行する
前処理	10	前処理マニュアル	組合作成のマニュアルを遵守する
	11	前処理場所	作業場に隣接している冷蔵庫内（8℃）
	12	前処理剤	組合指定の〇〇〇〇剤を使用する
	13	前処理液の交換	毎回交換する
	14	前処理液の吸収量チェック	毎月第1月曜日に測定を行う
	15	容器の洗浄	前処理剤の交換ごとに洗浄する
冷蔵庫	16	冷蔵庫の殺菌(ボトリチス)	毎年5月上旬に庫内殺菌を実施する
作業場・選花場	17	清掃	作業終了後に毎回清掃を行う
	18	室温	作業場のエアコンで温度管理を行う
保管～出荷	19	温度	8℃の冷蔵庫内で保管する
	20	採花～出荷の時間	採花日の翌日午後15時に組合集荷所に搬入する
	21	温度・雨	自家用の幌付軽トラックを使用
記録	22	栽培履歴	環境測定機器と連動したソフトを導入して記録。PCで管理。
お客さま対応	23	コミュニケーション	組合が実施する卸売市場担当者との情報交換に必ず出席する
	24	クレーム処理	クレームがあった場合は関係者と相談の上誠意をもって対処する
指導機関	25	指導機関の指導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組合営農指導センターの指導有り。 ・ 組合生産者大会に参加して県専門技術員の講義を聞く。 ・ 県主催花き研究大会に参加して防除の最新技術について学ぶ

生産管理規程(自己実施計画)作成例(鉢物)

農業生産法人〇〇園芸 作業実施確認書

年 月 日作成

チェックポイント	栽培管理基準	作業実施計画	
栽培管理			
圃場衛生	除草・清掃をする	・作付け前に清掃・消毒を実施する。	○
	適切な病害虫防除を講ずる	・種子消毒の実施。 ・毎日感染株の発見・除去に努め、定期的に薬剤散布。 ・鉢替えや葉組み後は、芽点への病害予防剤散布を実施。 ・栽培担当者以外の原則として施設内立入禁止。	○
栽培資材の洗浄と消毒	底面給水樋、マットなどの栽培施設、鉢等の資材は、作付け前に清掃・消毒を行う	作付け前に清掃・消毒を実施する。	○
かん水管理	適切にかん水をする	栽培前半は、上部かん水とし、栽培後半は花蕾には水をかけないように、担当者を限定してかん水を行う。	○
施肥管理	適切な施肥管理を行い、出荷期の多窒素や肥料切れを避ける	作業マニュアルに基づき、責任者を定めて実施する。	○
温湿度管理	最低加温15℃前後とし、日中は25℃を目安に適切な換気を行う	作業マニュアルに基づき、責任者を定めて管理を行う。また、モニタリングしながら的確な対処を行う。	○
光環境	被覆資材の洗浄等で十分な光量を確保	作付け開始前に、被覆資材の洗浄を実施する。	○
植物成長調整剤等の処	必要最低限の処理にとどめる	事例や知見の収集を行い適切に行う。	—
作業場・出荷場			
清掃	作業終了後には清掃をする	清掃および器具類の消毒は毎日作業終了後に行う。	○
室温	室温は25℃以下	夏季の高温を避けるため、業務用扇風機を配置。	
出 荷			
出荷調整	開花の揃った株から順次出荷し、無理な出荷調整を行わない	写真付きマニュアルに基づき作業を行う。	○
出荷時水分管理	出荷予定の鉢は、水分の過不足がないよう事前に確認する	時期別基準を定めて全鉢検品する。	○
箱詰め・ラッピング	花や葉を傷めないようにする	外部講師によるラッピング講習会を実施して合格者のみ当該作業に従事する。	○
出荷までの保管	10~20℃の室内で、強光および高湿度を避ける	モニタリングしながら温度・湿度管理を行う。	○
栽培履歴			
栽培履歴	栽培および出荷日等の履歴を記録する	〇〇社製(ソフト名)を導入してスマホ・PC両方で管理している。	○
お客さま対応			
コミュニケーション	商品の情報発信、評価の情報収集	各主要販売先を年2回(出荷前、出荷終了後)訪問して評価を聞いている。	○
ラベル、ポップ等の添付	水やりや施肥の方法や適切な環境など、日持ちのする観賞条件を伝える	現在実施している。新たに発注する際は、部会員と相談しながら項目の追加等を検討する。	○
クレーム処理	クレーム内容と対応を記録する	迅速な対応を行う。	○
指導機関による指導			
指導機関の指導	定期的に指導機関の技術指導を受けている	・〇〇普及センターの巡回指導を定期的に受けている。 ・農林事務所と県花き連共催の鉢物技術研修会に参加する。	○

ひも
日持ちさんマークは
健康で丈夫なお花を育てている
生産者の証です！

応援してね！



日本の花業界の新基準！

 切花の場合

①

衛生的な圃場管理



除草・清掃の徹底

②

適切な栽培管理



温度・肥料・かん水量
の遵守

③

新鮮な状態でお届け



朝・夕採花 低温輸送

など、全 25 項目のうち 20 項目以上の基準をクリアした生産者・生産者団体が取得できます。

日持ちさんマークは、消費者がなるべく長く花を楽しむための技術・作業を実践している生産者・生産者団体だけが使えるマークです。

【認証機関】 一般社団法人 日本花き生産協会

日持ちさん

検索 

